

新型コロナウイルス感染症に対応した七尾市立学校ガイドライン（R3.12.6）修正箇所あり

国のガイドラインを踏まえた本市市立学校のチェックリスト	学校の対応
①児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？	<ul style="list-style-type: none"> 家庭に対して、児童生徒の毎朝の検温と記録をするよう、強く要請する。（測り忘れた児童生徒は、学校で検温する） 発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。 児童生徒本人に限らず家族が、平熱より高い体温の場合や風邪の症状がある場合は、登校を控えるよう、当面の間、引き続きお願いする。 教職員に同様の症状がある場合は、管理職に電話等で報告の上、出勤を自粛する。 児童生徒本人・教職員がPCR検査を実施することとなった場合、及びPCR検査の結果が判明した時点で速やかに学校に報告していただくよう改めて要請する。 学校は風邪症状の有無等の確認を行うなど、毎日の健康観察を確実にを行う。発熱がある児童生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。
②手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 登校時、玄関でアルコールによる手指消毒を行う。（アルコール消毒液がある間） 登校後は、トイレ使用后・食事の前等に石鹸等で丁寧に手洗いをするように指導する。 トイレ前や学年廊下前等にアルコールを置き、適宜アルコールによる手指消毒を行う。 正しい手洗いの仕方、咳エチケットについて、始業日の学活で養護教諭の放送により児童生徒に指導した上で、手洗い場にポスターを掲示し、徹底を図る。 スクールバスにはマスクをつけて乗車するよう保護者に依頼し、乗車中はなるべく会話しないように指導する。
③学校医、 学校歯科医 、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> 新学期開始前に、本ガイドライン等を学校医や学校歯科医、学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。 毎日の清掃を通常より丁寧にを行うとともに、ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの児童生徒が触れるところは、適宜消毒液を用いて消毒する。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
④抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけることについて、適宜始業日の学活で養護教諭等が放送で児童生徒に指導し、保護者にも一斉配信メールや文書等で周知する。
⑤3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避ける。可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること。 教室等での換気を徹底する。空調使用時においても換気を行う。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。 授業では、感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていく。 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、感染症対策を十分に徹底した上で実施すること。 児童生徒及び教職員は、できる限りマスク着用に努める。 体育の授業では当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等をやめ、密着する時間をできるだけ少なくする。更衣については、男子は教室、女子は複数の更衣室を使用するなどの工夫をして、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。 その他詳細は、「教育活動の再開等に関するQ&A」を参考にすること。
⑦部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 顧問が活動前、活動中の健康観察など健康管理を徹底する。 屋内の活動については、こまめな換気と清掃を行う。 飲食時の黙食と身体的距離の確保及び水分補給器やタオルを共用しないよう指導を徹底する。 部室等は更衣のみ交代で使用するなど、できるだけ狭い空間の在室をさける。 当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等をやめ、密着する時間をできるだけ少なくする。
⑧学校給食等の実施にあたり、感染防止のための工夫を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 食事の前の手洗いを徹底する。 可能であれば座席を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を徹底する。
⑨特別支援学級の児童生徒を指導するに当たっては十分な配慮をしましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な児童生徒には、主治医や学校医と相談のうえ適切な配慮を行う。 このガイドラインに示された対応について、繰り返し丁寧に指導する。
⑩ 児童生徒等に対する心のケアの体制はできていますか？ ワクチン接種に関する正しい理解や差別防止に取り組んでいますか？	<ul style="list-style-type: none"> 始業日の学活で、担任等が児童生徒に感染者、濃厚接触者等、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別は許されないこと、また、心配や不安がある場合には、相談室の先生等に相談することを指導する。という指導を徹底する。 スクールカウンセラー等との連携体制を改めて確認し、必要に応じて面談を設定する。 ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対して個人を特定したり、差別的扱いをしたりすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。 ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないが、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒に知られないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに充分留意する。PCR検査等の結果の活用についても同様の扱いとする。

太字下線：修正部分

新型コロナウイルス感染症に対応した七尾市立学校ガイドライン（R3.12.6）

国のガイドラインを踏まえた 本市市立学校のチェックリスト	学校の対応
①児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、 風邪症状の有無等の確認を行う準備が できていますか？	<ul style="list-style-type: none"> 家庭に対して、児童生徒の毎朝の検温と記録をするよう、強く要請する。 (測り忘れた児童生徒は、学校で検温する) 発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。 児童生徒本人に限らず家族が、平熱より高い体温の場合や風邪の症状がある場合は、登校を控えるよう、当面の間、引き続きお願いする。 教職員に同様の症状がある場合は、管理職に電話等で報告の上、出勤を自粛する。 児童生徒本人・教職員がPCR検査を実施することとなった場合、及びPCR検査の結果が判明した時点で速やかに学校に報告していただくよう改めて要請する。 学校は風邪症状の有無等の確認を行うなど、毎日の健康観察を確実に行う。発熱がある児童生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。
②手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 登校時、玄関でアルコールによる手指消毒を行う。 登校後は、トイレ使用后・食事の前等に石鹸等で丁寧に手洗いをするように指導する。 トイレ前や学年廊下前等にアルコールを置き、適宜アルコールによる手指消毒を行う。 正しい手洗いの仕方、咳エチケットについて、養護教諭により児童生徒に指導した上で、手洗い場にポスターを掲示し、徹底を図る。 スクールバスにはマスクをつけて乗車するよう保護者に依頼し、乗車中はなるべく会話しないように指導する。
③学校医、 学校歯科医 、学校薬剤師等と 連携した保健管理体制を整え、清掃など により環境衛生を良好に保っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> 新学期開始前に、本ガイドライン等を学校医や学校歯科医、学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。 毎日の清掃を通常より丁寧に行うとともに、ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの児童生徒が触れるところは、適宜消毒液を用いて消毒する。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
④抵抗力を高めることが重要であること の指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけることについて、適宜養護教諭等が児童生徒に指導し、保護者にも一斉配信メールや文書等で周知する。
⑤3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の 密集、近距離での会話や発声）が同時 に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、 (2)近距離での会話や発声等の際に マスクの使用等を行うことを教職員の 間で確認しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避ける。可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること。 教室内等の換気を徹底する。空調使用時においても換気を行う。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。換気の種類は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。 授業では、感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていく。 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、感染症対策を十分に徹底した上で実施すること。 児童生徒及び教職員は、できる限りマスク着用を努める。 更衣については、男子は教室、女子は複数の更衣室を使用するなどの工夫をして、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。 その他詳細は、「教育活動の再開等に関するQ&A」を参考にすること。
⑦部活動の実施にあたり、実施内容や方法 を工夫した上で、感染防止のための対応 を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 顧問が活動前、活動中の健康観察など健康管理を徹底する。 屋内の活動については、こまめな換気と清掃を行う。 飲食時の黙食と身体的距離の確保及び水分補給器やタオルを共用しないよう指導を徹底する。 部室等は更衣のみ交代で使用するなど、できるだけ狭い空間の在室をさける。
⑧学校給食等の実施にあたり、感染防止 のための工夫を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 食事の前の手洗いを徹底する。 可能であれば座席を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を徹底する。
⑨特別支援学級の児童生徒を指導するに 当たっては十分な配慮をしましたか？	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な児童生徒には、主治医や学校医と相談のうえ適切な配慮を行う。 このガイドラインに示された対応について、繰り返し丁寧に指導する。
⑩ ワクチン接種に関する正しい理解や差別 防止に取り組んでいますか？	<ul style="list-style-type: none"> 感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。 ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対して個人を特定したり、差別的扱いをしたりすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めるとともに、 ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないが、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒に知られないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱に充分留意する。PCR検査等の結果の活用についても同様の扱いとする。

太字下線：修正部分